

公告

次のとおり特定建設工事共同企業体による事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小牧市契約規則（昭和55年規則第11号）第7条の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

令和 08 年 04 月 10 日

小牧市長 天野 正基

工事名	小牧市立米野小学校改築工事のうち建築工事（週休2日制工事）（10122665）	
路線等の名称		
工事場所	小牧市中央五丁目339番地	
工期	令和 08 年 08 月 14 日 ～ 令和 11 年 08 月 27 日	
工事概要	構造：校舎棟 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 屋外器具庫棟 鉄筋コンクリート造 受水槽ポンプ室・ゴミステーション・紙ごみ置場1,2 鉄骨造 駐輪場1,2 アルミニウム造 敷地面積：19,271.79m ² 建築面積：4,364.80m ² 延床面積：8,686.63m ² 上記における建築工事一式（外構工事における電気設備工事、機械設備工事を含む） ※除：児童クラブ施設整備工事	
予定価格	金3,812,000,000円 （この金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額である。）	
低入札調査基準価格	【低入札調査基準価格】 有 低入札調査基準価格の算出方法：建築工事 【失格判断基準価格】 有	
入札等の方法	あいち電子調達共同システム（CALS/EC）を使用すること。 ・総合評価落札方式 ・特定建設工事共同企業体	
入札参加資格要件	構成員	2者
	建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築一式について建設業の許可を受けている者であること。
	所在地	小牧市内本店 小牧市内支店 愛知県内本店 愛知県内支店
	代表者となる構成員に必要な条件	(ア) 企業体に対する出資比率は、最大であること。 (イ) 入札参加申込書の提出日に1年7か月を経過しない最新の審査基準日における経営事項審査の総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が1,400点以上を有すること。 (ウ) 過去10年間(平成28年4月1日から入札参加申込書を提出する前日まで)に、国又は地方公共団体（地方自治法第1条の3に該当するもの。以下同じ。）が発注した建築一式工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、改築又は増築工事を元請として履行した実績があること。 なお、企業体の構成員としての契約実績は、出資比率が20パーセント以上の工事に限るものとする。
	その他構成員に必要な条件	第2構成員は入札参加申込書の提出日に1年7か月を経過しない最新の審査基準日における経営事項審査の総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が800点以上を有すること。
	配置技術者	建設業法第26条に定める当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者を工事現場に配置すること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。 (2) 小牧市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。 (3) 指名停止、暴力団排除措置を受けていない者であること。

<p>その他</p>	<p>(4) 民事再生法による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。</p> <p>(5) 営業停止処分を受け、営業停止期間中でない者であること。</p> <p>(6) 当該工事に係る設計事務等の受託者又は当該受託者と資本を若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 「当該工事に係る設計事務等の受託者」とは、次に掲げる者である。 設計業者 株式会社大建設 名古屋事務所</p> <p>(7) 経常建設企業体でないこと。</p> <p>(8) 企業体に対する出資比率は、均等割の10分の6を下回らないこと。</p> <p>(9) 本工事について、2以上の企業体の構成員でないこと。</p> <p>(10) その他、小牧市事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）公告説明書【特定建設工事共同企業体】による。</p>
<p>入札参加申込書等の提出</p>	<p>入札参加を希望する者は、次により入札参加申込書を電子入札システムにて提出しなければならない。また、技術資料及び企業体審査申請書等を小牧市役所総務部総務課へ直接持参して提出しなければならない。期限までに申込書等を提出しない者は、本入札に参加することができない。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加申込書 <ul style="list-style-type: none"> (1) 制限付一般競争入札（共同企業体）参加申込書（様式第2） ※電子入札システムにて提出すること。電子入札システムの入札参加申込書の入力時に、「JV参加」の口にチェックを付け、特定建設工事共同企業体名称を入力すること。 ※単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者名義のICカードで、特定建設工事共同企業体名により電子入札に参加すること。 ・技術資料 <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合評価（簡易型）技術資料 ※提案に関する資料は技術資料と同時提出すること。 ・企業体審査申請書等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (2) 特定建設工事共同企業体協定書 (3) 委任状 <p>【提出期間】 令和 08 年 04 月 13 日（月） 午前 09 時 00 分 から 令和 08 年 06 月 02 日（火） 午後 05 時 00 分 まで</p> <p>【その他】 必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。</p>
<p>設計図書の配布</p>	<p>あいち電子調達共同システム（CALIS/EC）のポータルサイトからダウンロードする方法により配布する。</p> <p>【配布期間】 公告日から入札参加申込書提出期限まで</p>
<p>現場説明会</p>	<p>無</p>
<p>提案に対する質問等</p>	<p>提案に対する質問は文書（任意様式）により、小牧市役所総務部総務課へ直接持参して提出すること。</p> <p>【質問期限】 令和 08 年 05 月 20 日（水） 午前 10 時 00 分 まで</p> <p>【回答予定日】 令和 08 年 05 月 26 日（火） 午前 11 時 00 分 から</p> <p>【回答方法】 入札情報サービスにて閲覧に供する。</p>
	<p>設計図書に対する質問は文書（設計図書等質問書（様式第3））により、小牧市役所総務部総務課へ直接持参して提出すること。</p>

設計図書に対する 質問等	<p>【質問期限】 令和 08 年 06 月 10 日（水） 午前 10 時 00 分 まで</p> <p>【回答予定日】 令和 08 年 06 月 22 日（月） 午前 11 時 00 分 から</p> <p>【回答方法】 入札情報サービスにて閲覧に供する。</p>
入札書及び工事費 内訳書の提出方法 等	<p>電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。（小牧市ホームページ掲載の様式を使用すること。）</p> <p>【提出期間】 令和 08 年 07 月 08 日（水） 午前 09 時 00 分 から 令和 08 年 07 月 09 日（木） 午後 05 時 00 分 まで</p>
開札日時	令和 08 年 07 月 10 日（金） 午前 09 時 30 分
開札場所	小牧市役所本庁舎 4 階 総務課
落札候補者の決定	<p>落札候補者を決定し、電子入札システムにより通知する。 開札終了後、落札候補者は資格確認書類を落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して 2 日以内（休日を除く）に小牧市役所総務部総務課へ直接持参して提出すること。 なお、期限までに提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。</p> <p>【提出書類】 （1）制限付一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ※資料を添付すること。</p> <p>【その他】 必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。</p>
契約書作成の要否	要
前払金及び中間前 払金	有
入札保証金	免除
契約保証金	有
労働環境の確認	有 労働環境の確認に関する特記事項を確認すること。
入札及び契約手続 等	<p>地方自治法、小牧市契約規則（昭和 55 年小牧市規則第 11 号）、小牧市建設工事等に係る電子入札実施要領（平成 20 年 3 月 28 日 19 小総第 1247 号）、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（平成 18 年 9 月 6 日施行）、小牧市建設工事総合評価競争入札試行要綱（平成 20 年 2 月 5 日 19 小総第 1007 号）、小牧市入札参加者心得書、小牧市契約約款及び小牧市事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）公告説明書【特定建設工事共同企業体】を確認すること。 この工事の契約の締結については議会の議決が必要である。</p>
問い合わせ先	<p>小牧市堀の内三丁目 1 番地 小牧市総務部総務課 電話（0568）76-1103（直通）</p>

別記1「総合評価に関する評価項目と評価基準」

1 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は、以下のとおりとする。

A 施工計画・市内経済の活性化（配点9点）

①

評価項目	施工上配慮すべき安全対策等に係る提案
施工上の配慮すべき事項	児童等への安全対策と周辺環境への影響配慮（騒音対策、振動対策、粉塵対策等）について
課題等	工事期間中の騒音、振動、工事車両の出入による交通渋滞など、隣接する企業、近隣住宅の生活環境に配慮した計画が必要となる。また、通常とは異なる通学路での登下校時における児童や歩行者、来校者の学校敷地及びその周辺における安全確保が必要となる。本工事が周辺環境へ及ぼす影響への対策や工事期間中の児童等への安全対策について具体的な提案を求める。
評価基準	施工上配慮すべき児童等への安全対策や周辺環境への影響配慮について、標準案の確実な履行のため、現場条件を踏まえた、具体的かつ効果的な提案について評価する。
発注者が設定している標準案	設計図書並びに以下に示すとおりとする。 ① 工事用出入口各所にはパネルゲートを設置するとともに、交通整理員1名を配置する。 ② 工事着手前に、近隣施設・住民に対し工事について説明し周知を図る。 ③ 低騒音の建設機械を使用する。 ④ コンクリートミキサー車等工事関係車両の周辺路上待機解消のため、大型車両の搬入は交通量の少ない時間帯に行う。 ⑤ 防音シートや防音パネルによる騒音対策を行う。 ⑥ 水を撒いて粉塵対策を行う。
提案	7提案まで（安全対策及び影響配慮に対する提案はどちらも1提案以上必要とする。）
配点	3.5点

小牧市立米野小学校改築工事のうち建築工事（週休2日制工事）

②

評価項目	居ながら改築工事を踏まえた対策に係る提案
施工上の配慮すべき事項	学校施設利用に対する影響配慮について
課題等	工事期間中は、騒音、振動等による授業をはじめとした学校生活への影響に配慮した施工が必要となる。また、解体重機の効率的な運用スペースや解体廃材の集積スペースなど円滑に解体工事を進める上で必要となるスペースを確保しながらも、学校施設の地域開放時や乗用車で保護者の児童送迎時などにおける学校施設利用に最低限必要な敷地内駐車・駐輪スペースや動線に配慮した仮設計画が必要となることから、本工事が学校施設利用へ及ぼす影響を軽減する対策について具体的な提案を求める。
評価基準	学校施設利用に対する影響配慮について、標準案の確実な履行のため、現場条件を踏まえた、具体的かつ効果的な提案について評価する。
発注者が設定している標準案	設計図書並びに以下に示すとおりとする。 ① 南東の通用門を主な工事用出入口とし、プール、児童クラブ解体及び校舎建設中は、児童の登校後から下校開始前までの時間に限り南西門を工事用出入口として利用する。 ② 令和8年度夏休み期間中に、南棟校舎南側の植栽を撤去し屋外活動スペースを確保する。 ③ 校舎完成後の工事用出入口は南東門からのみとし、児童の登校出入口は新正門及び南西門を利用する。 ④ 駐車場グラウンド整備工事中は、新校舎西側及び南側に臨時駐車場スペースを一定台数以上確保する。
提 案	6 提案まで
配 点	3 点

③

評価項目	市内事業者の活用に係る提案
課題等	本工事は、建設に向けての市民や市内事業者の関心が高い工事である。また、現下の経済情勢の中で、地域経済活性化に対する要望も強く、本工事への期待も大きいものがある。 こうしたことから、本工事請負者となった場合の市内事業者や資材の活用内容について具体的な提案を求める。なお、本工事に関係しない提案や、工事従事者個人の負担を伴う提案は、評価の対象としない。また、市内事業者は二次下請までを提案対象とする。

評価基準	本工事請負者となった場合の市内事業者や資材の活用内容について、具体的かつ効果的な提案であれば評価する。
提 案	5 提案まで
配 点	2.5 点

【配点方法】

- ①評価の対象となる提案項目数は、番号①は7提案まで、番号②は6提案まで、番号③は5提案までとする。
- ②各評価項目の提案1項目につき、下記のとおり配点する。
審査会委員10名の合計を配点する。
 提案1項目につき審査会委員1名の配点：0.05点
 提案1項目の配点幅：0点～0.5点（最大時は0.05点×10名＝0.5点）
- ③発注者が設定している標準案（設計書・仕様書に基づき当然行うべき内容）と同様と判断される提案は評価しない。
- ④当該現場にふさわしくない内容の記述がある場合、評価対象とはしない。
- ⑤一つの提案内容（同一枠内）に記載されたもので、複数の提案が記載されていると判断した場合であっても一つの提案としてカウントする。この場合、提案中の最初に記載されたもののみ評価対象とする。
 （例：提案1の同一枠内に「Aを行う。」「Bを行う。」「Cを行う。」と記載されていた場合、「Aを行う。」のみ評価する。）
- ⑥評価項目①及び②に同一の提案を行った場合は、①に記載した提案のみを評価対象とする。

【記入方法について】

- ①評価項目①及び②は、発注者が設定している標準案との違いを明確に記載すること。
- ②評価項目③は、市内業者名を具体的に記載することは避けること。
- ③各課題等に対し、具体的かつ効果的な提案とし、確実に履行できる内容とすること。なお、提案は標準案に対応するものに限らない。
- ④説明図が必要な場合は、添付資料として提出すること。添付資料は、評価項目①～③の合計でA4用紙片面10枚以内に収めること。また、規定枚数をオーバーした場合、超過した以降の内容は評価しない。

【記入上の留意事項】

- あらかじめ指定された材料・仕様の変更や、設計の変更は認められない。
- 他機関（地元住民、警察、道路・河川管理者・土地所有者等）及び他工事との調整が必要となる技術提案は認められない。

○下記に示すような提案内容については、評価の対象としない。

①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの

（例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかり」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」）

②提案の実行の有無が確認できないもの

（例：実行したことを、段階確認資料や写真等で確認できないもの）

③提案の実行に確実性がないもの

（例：「監督員との協議により施工する」）

（例：「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない）

④実施することにより品質の低下が懸念されるもの

B（配点7点）

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
企業の技術力	①企業評価対象工事の施工実績（過去10年間：平成28年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了）※1	施工実績を確認できるもの（コリンズ竣工時カルテ登録内容確認書の写し等）（4件まで）	4件	4点
			3件	3点
			2件	2点
			1件	1点
			実績なし	0点
	②ISO9001・ISO14001認証取得の有無※2	取得済とわかる書類の写し	両方の認証を受けている	2点
			どちらかの認証を受けている	1点
			上記項目に該当しない	0点
	③国又は地方公共団体における優良工事表彰等の有無（過去5年間：令和3年4月1日から技術資料を提出する前日まで）※3	優良工事表彰された工事であることを証明する表彰状等の写し	表彰あり	1点
			表彰なし	0点

小牧市立米野小学校改築工事のうち建築工事（週休2日制工事）

※¹ 企業評価対象工事とは、特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）のいずれかの構成員が元請として施工した建築一式工事のうち、次に掲げる工事（4件まで）とする。なお、企業体の構成員としての施工実績については、出資比率が20%以上の工事に限るものとする。

評価対象工事：国又は地方公共団体が発注した建築一式工事のうち、建物用途が学校（学校教育法第1条に定めるもの）の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で延べ床面積8,000㎡以上の新築、改築又は増築工事。なお、延べ床面積は複数棟の合計を可とし、増築の場合は増築部分の面積に限る。

※² 企業体のいずれかの構成員が技術資料を提出する前日までに、入札に参加する営業所が認証されていること。

※³ 優良工事表彰とは、企業体のいずれかの構成員が国又は地方公共団体で、優良工事として表彰されたものとする（同業種に限定しない）。表彰等の日付が該当期間内のものを実績と認める。小牧市については、優良工事として公表されたものは、添付書類を必要としない。技術資料提出後に、小牧市の優良工事として公表されていたことが判明しても加点はしない。小牧市の優良工事の公表期間を過ぎているものについては、技術資料を提出する前に小牧市役所総務課に確認すること。

C（配点7点）

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	①技術者評価対象工事の施工実績 (過去10年間：平成28年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了) ※ ¹ ※ ² ※ ³	施工実績を確認できるもの (コリズ竣工時カルテ登録内容確認書の写し等) (4件まで)	4件	4点
			3件	3点
			2件	2点
			1件	1点
			実績なし	0点
	②工事成績の評定点 (過去5年間：令和3年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了した工事の内1件) ※ ¹ ※ ² ※ ⁴	工事成績が確認できるもの (工事成績評点結果通知書等の写し)	80点以上	2点
		75点以上80点未満	1点	
		75点未満又は実績なし	0点	

小牧市立米野小学校改築工事のうち建築工事（週休2日制工事）

③CPD（継続教育） の取組実績 ^{※5※6※7}	建築CPD運営会議が発行 した実績証明書の写し	CPDの実績あり	1点
		CPDの実績なし	0点

※¹技術者評価対象工事とは、元請として施工した次に掲げる工事とする。なお、企業体の構成員としての施工実績については、出資比率が20%以上の工事に限るものとする。

評価対象工事：国又は地方公共団体が発注した建築一式工事のうち、建物用途が学校（学校教育法第1条に定めるもの）の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で延べ床面積4,000㎡以上の新築、改築又は増築工事。なお、延べ床面積は複数棟の合計を可とし、増築の場合は増築部分の面積に限る。

※²企業体の代表者となる構成員の配置予定技術者の主任（監理）技術者、監理技術者補佐または現場代理人での実績を求める。なお、監理技術者補佐での実績は、専任で従事した実績に限る。入札参加申込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とするすべての配置予定技術者について資料に記入すること。①～③の実績は同一人のものであること。複数の候補者がいる場合は、①～③の加算点の合計が最も低い候補者の評価とする。

※³工事の途中で交代があった場合は、実績として認めない。

※⁴工事の途中で交代があった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した実績を認める。

※⁵企業体の代表者となる構成員の配置予定技術者の実績を求める。入札参加申込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とするすべての配置予定技術者について資料に記入すること。①～③の実績は同一人のものであること。複数の候補者がいる場合は、①～③の加算点の合計が最も低い候補者の評価とする。

※⁶配置予定技術者が、建築CPD運営会議が発行するCPD（継続教育）の単位を令和7年4月1日から技術資料を提出する前日までの間に年間推奨単位（各団体の1年間の推奨単位（ユニット等））以上取得していること。

※⁷証明書の単位取得期間は1年間とし、かつ令和7年4月1日から技術資料を提出する前日までの範囲内のものとします。

D（配点6点）

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
地域精通度・地域貢献度	①企業体の構成員の営業所の所在地 ^{※1}		小牧市内に本店を有する	2点
			小牧市内に支店を有する	1点
			上記項目に該当しない	0点
	②地域（小牧市）内での公共工事施工実績（過去5年間：令和3年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了） ^{※2}	施工実績を確認できるもの（コリンズ竣工時カルテ登録内容確認書の写し等）	実績あり	1点
			実績なし	0点
	③愛知県ファミリーフレンドリー企業登録の有無 ^{※3}	企業登録証の写し	登録あり	0.5点
			登録なし	0点
	④女性の活躍促進宣言の有無 ^{※3}	愛知県が発行する「女性の活躍促進宣言受理証明書」の写し	宣言あり	0.5点
			宣言なし	0点
	⑤障がい者雇用の有無 ^{※4※5}	雇用を証明できる書類の写し	雇用している	1点
			雇用していない	0点
	⑥小牧市と災害時における応急対策業務に関する協定の締結の有無 ^{※6}	小牧市と協定を締結している協定書の写し	協定あり	1点
協定なし			0点	

※1 企業体のいずれかの構成員の本案件公告日における小牧市の入札参加者名簿に登録されている営業所

※2 公共工事施工実績とは、国又は地方公共団体が発注した建築一式工事のうち、企業体のいずれかの構成員が元請として施工した実績とする。なお、企業体の構成員としての施工実績については、出資比率が20%以上の工事に限るものとする。

※3 企業体のすべての構成員が技術資料を提出する前日までに認証又は受理されていれば認める。

※4 企業体のすべての構成員が「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率を達成（実雇用率が法定雇用率以上であること）しているもの、又は、雇用義務がなくても本案件公告日までに

障がい者を雇用していれば認める。

※⁵ 常用労働者が40人以上の事業所は、ハローワークに提出する雇用に関する状況表の写しで、常用労働者が40人未満の事業所は、障害者手帳および雇用していることを確認できる従業員証等の写しをもって確認する。

※⁶ 本案件公告日までに、企業体のいずれかの構成員が小牧市（事務局：防災危機管理課）と協定を締結していれば認める。

2 ヒアリングについて

提出された技術資料又は配置技術者に対するヒアリングを行うことがあるが、ヒアリングを行う場合は、その日時・場所等について別途通知する。

3 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び添付書類に基づき、1の評価基準で審査し算出する。提出書類のみでは判断ができない場合、内容の確認や追加資料の提出を求めることがある。

また、提出した書類の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れがあった場合でも書類の再提出は認められない。なお、この場合は加点対象とならない。

4 提案の履行確認

ア 落札者の提案については、その履行を確保し評価内容を担保するために、契約書に加点評価された提案項目の内容を記載するとともに、監督・検査により提案内容の履行の確認を行う。

加点評価されなかった提案項目についても履行することとなるが、内容によって実施することが好ましくない項目の取扱いについては、監督員との協議により履行を認めない場合がある。

イ 受注者の責による提案の不履行が認められた場合には、再度の施工を求め、再度の施工が困難な場合には、契約金額の減額を行う。契約金額の減額Cは、 $C = \text{当初契約額} \times [1 - \{(100 + \text{不履行時の加算点}) \div (100 + \text{契約時の加算点})\}]$ により算出する。

ただし、不履行時の加算点が契約時の加算点と同じ結果になる場合、評価された提案の内容と実際の施工内容を基にして不履行時の加算点を算出することがある。

5 その他

(1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

低入札調査基準価格について

この工事の低入札調査基準価格は、次の算出方法により得た額により設定します。

公表の時期及び算出方法

公表時期	低入札調査基準価格		
事後公表	建築工事	予定価格 算定上の	$\left(\begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 90\% \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 87\% \\ \text{一般管理費} \times 65\% \end{array} \right)$ の合計額(千円未満切捨て) $\times 1.10$ (消費税及び地方消費税)

- ※ 上記により算出した額が予定価格の100分の92を超える場合は100分の92に相当する額、また100分の75に満たない場合は100分の75に相当する額とする。
- ※ 建築工事において直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費以外に別途計上している場合（仮囲い、交通誘導員、室内環境測定、ガス工事、廃材処分費等）は、直接工事費に加えて算出する。

失格判断基準価格について

この工事の失格判断基準価格は、次の算出方法により得た額により設定します。

公表の時期及び算出方法

公表時期	失格判断基準価格	
事後公表	建築工事	税抜低入札調査基準価格 に100分の90を乗じた額(千円未満切捨て) $\times 1.10$ (消費税及び地方消費税)

- ※ 上記により算出した額が予定価格の100分の75に満たない場合は100分の75に相当する額とする。

支払い条件の注意事項

小牧市工事請負契約約款の規程に基づき前払金等を支払うものとし、多年度にわたる業務の支払いについては以下のとおりとする。

なお、支払額のうち10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

出来高予定	令和8年度末の出来高予定は25.65%とする。 令和9年度末の出来高予定は23.49%とする。 令和10年度末の出来高予定は42.13%とする。
前払金の支払	契約金額に10分の4の割合を乗じて得た額以内を支払うものとする。 (1) 令和8年度の前払金は、同年度末の出来高予定(25.65%)に4割を乗じて得た額以内とする。 (2) 令和9年度の前払金は、同年度末の出来高予定(23.49%)に4割を乗じて得た額以内とする。 (3) 令和10年度の前払金は、同年度末の出来高予定(42.13%)に4割を乗じて得た額以内とする。 (4) 令和11年度の前払金は、契約金額に4割を乗じて得た額から、(1)と(2)と(3)の額を控除した額以内とする。
中間前払金の支払い	契約金額に10分の2の割合を乗じて得た額以内を支払うものとする。ただし、契約金額が変更された場合は、前払金と中間前払金の合計額は出来高予定額の10分の6を超えてはならない。 (1) 令和8年度の中間前払金は、同年度末の出来高予定(25.65%)に2割を乗じて得た額以内とする。 (2) 令和9年度の中間前払金は、同年度末の出来高予定(23.49%)に2割を乗じて得た額以内とする。 (3) 令和10年度の中間前払金は、同年度末の出来高予定(42.13%)に2割を乗じて得た額以内とする。 (4) 令和11年度の中間前払金は、契約金額に2割を乗じて得た額から、(1)と(2)と(3)の額を控除した額以内とする。
契約金の支払	(1) 令和8年度の支払限度額は契約金額に同年度末の出来高予定を乗じて得た額の9割以内とする。 (2) 令和9年度の支払限度額は契約金額に同年度末までの出来高予定を乗じて得た額の9割から、(1)の額を控除した額以内とする。 (3) 令和10年度の支払限度額は契約金額に同年度末までの出来高予定を乗じて得た額の9割から、(1)と(2)の額を控除した額以内とする。